

あきる野市男女共同参画計画

第5次 あきる野

男女共同参画プラン（案）

令和4年度～令和8年度
（2022年度～2026年度）

令和 年 月
あきる野市

目 次

■第1章 計画の基本的事項	5
1 計画改定の趣旨	6
2 計画の目的	6
3 これまでの国や都の動向	7
4 SDGsとの関係性	9
5 あきる野市の現状と課題	11
6 計画の性格・位置付け	15
7 計画期間	16
8 計画の基本理念	16
9 施策の方向性	16
10 施策の体系	18
■第2章 計画の内容	19
方向性Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識形成	20
施策分野1 男女共同参画に関する意識の醸成	20
施策1 男女共同参画に係る意識啓発の推進	20
施策2 多様性や多文化共生への理解の促進	20
施策分野2 男女共同参画に関する教育の推進	21
施策1 学校における人権・男女平等に関する教育の推進	21
施策分野3 連携・協働による男女共同参画の推進	21
施策1 市民との協働による施策の推進	21
方向性Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援	23
施策分野1 配偶者等からの暴力の根絶	23
施策1 配偶者等からの暴力に関する周知啓発	23
施策2 若年層に対する予防啓発の実施	23
施策分野2 配偶者等からの暴力による被害者の支援	24
施策1 配偶者等からの暴力に関する相談体制等の充実	24
施策2 被害者の自立支援の推進	24
施策3 関係機関との連携	24

施策分野3	様々な暴力の防止のための啓発及び相談支援	25
施策1	虐待等への相談支援及び防止の啓発	25
施策2	ハラスメント防止のための意識啓発	25
方向性Ⅲ	職業生活における女性の活躍及び	
	ワーク・ライフ・バランスの推進	26
施策分野1	職業生活における女性の活躍の推進	26
施策1	男女の雇用機会と待遇の均等確保	26
施策2	女性等の能力発揮と職業能力開発の支援	27
施策分野2	ワーク・ライフ・バランスの推進	27
施策1	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	27
施策2	子育て支援による家庭生活との両立	28
施策3	介護支援による家庭生活との両立	29
方向性Ⅳ	生涯を通じた健康支援	31
施策分野1	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの推進	31
施策1	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発	31
施策2	妊娠・出産に関する支援	31
施策分野2	性差に応じた健康支援	32
施策1	健康に関する周知啓発	32
施策2	予防や早期発見のための事業の実施	32
方向性Ⅴ	あらゆる分野における男女共同参画の推進	34
施策分野1	あらゆる分野での女性の参画拡大	34
施策1	政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	34
施策2	防災活動における男女共同参画の推進	34
■第3章	計画の推進	35
1	計画の推進体制	36
2	計画の推進方法	36
3	数値目標の設定	38

第1章 計画の基本的事項

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の目的
- 3 これまでの国や都の動向
- 4 SDGsとの関係性
- 5 あきる野市の現状と課題
- 6 計画の性格・位置付け
- 7 計画期間
- 8 計画の基本理念
- 9 施策の方向性
- 10 施策の体系

1 計画改定の趣旨

市では、男女共同参画理念の一層の浸透を目指し、平成10年（1998年）に「あきる野女性プラン」を策定しました。その後、あきる野市男女共同参画推進市民会議からの「あきる野市男女共同参画計画改定に向けての基本的考え方について」の提言を踏まえ、平成16年（2004年）に第2次となる男女共同参画計画として「あきる野男女共同参画プラン」を策定しました。平成25年（2013年）に「第3次あきる野男女共同参画プラン」（第3次プラン）を、平成30年（2018年）に「第4次あきる野男女共同参画プラン」（第4次プラン）を、それぞれ策定し、現在に至るまで男女共同参画社会の実現等に向けて計画的に施策を推進してきました。

第4次プランでは、「配偶者等からの暴力などを根絶するための施策の推進」「男女共同参画に係る意識啓発及び教育の推進」などの7項目を重点課題とし、情報発信等による男女共同参画の意識啓発、DV対策に関する庁内体制の充実、ワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組んできました。

第4次プランの計画期間において、国は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が女性に及ぼす影響等を踏まえ、「第5次男女共同参画基本計画」を策定したほか、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の改正によるハラスメント対策の強化などに取り組み、男女共同参画社会の実現等に関する取組は、さらに必要性が高まっています。また、本市においても、外国籍の方の増加などを背景に、多様性や多文化共生に関する理解が求められるようになってきています。

こうした中、令和4年（2022年）3月をもって、第4次プランの計画期間が終了するに当たり、国の動向等を踏まえ、男女共同参画社会の実現等に向けた取組を見直し、さらに推進するため、市では、「第5次あきる野男女共同参画プラン」（第5次プラン）を策定することとしました。

第5次プランは、本市における男女共同参画等に関する各種施策を位置付け、具体的かつ実行性のある推進計画となります。

2 計画の目的

この計画は、全ての人々が、性別や年齢、国籍等にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を十分に発揮し、家庭、地域、職場等のあらゆる分野に責任を持って参画するとともに、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受することができる社会の実現を目指して、実効性ある施策の推進を図っていくことを目的とします。

3 これまでの国や都の動向

(1) 国の動き

ア 男女共同参画基本計画に関する動き

国は、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」を施行し、男女共同参画社会の実現を、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けました。

その翌年である平成12年（2000年）には、「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「男女共同参画基本計画」を策定しました。同計画は、改定が重ねられ、令和2年（2020年）には「第5次男女共同参画基本計画」の策定に至りました。

同計画では、男女共同参画社会の実現に向けた目指すべき社会として、「①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」「②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」「③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」「④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」の4つが掲げられています。また、「新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応」「デジタル化社会への対応（Society 5.0）」といった社会情勢等を踏まえ、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」「男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」など、11分野における政策が位置付けられ、男女共同参画社会の形成の促進を図ることとされています。

イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する動き

平成24年（2012年）に発足した第2次安倍内閣では、女性の力を「我が国最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置付け、女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築について取り組むこととしました。こうした経過の下で、平成27年（2015年）に制定した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）では、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であるとし、豊かで活力ある社会の実現を目的としています。

この法律では、国には、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の策定が義務付けられ、地方公共団体には、女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定の努力義務が定められました。また、国や地方公共団体、一部の民間事業主に対して、女性の職業生活における活躍に関する状況の把握をし、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情を分析した上で、数値目標や取組内容を盛り込んだ「事業主行動計画」の策定と公表が義務付けられました。

さらに、同法は令和元年（2019年）に改正され、「事業主行動計画」の策定を義務付ける民間事業所の対象拡大等が行われました。

ウ 配偶者からの暴力の防止に関する動き

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的に、平成13年（2001年）に制定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）は、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童福祉法等とともに、令和元年（2019年）に一部改正されました。

この改正では、児童虐待と密接な関連があるとされる配偶者からの暴力の被害者の適切な保護が行われるよう、児童相談所を相互に連携・協力すべき関係機関とすることや保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることが明確化されました。

エ ワーク・ライフ・バランスとハラスメント対策に関する動き

国は、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できる社会を目指し、平成19年（2007年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。

平成28年（2016年）には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を改正し、介護休暇・子の看護休暇の取得単位の柔軟化、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大しました。また、平成29年（2017年）には、育児休業期間の最長2歳までの延長を規定するとともに、令和2年（2020年）には、育児休業等に関するハラスメントについて、労働者が事業主に対して相談を行ったこと等を理由とする事業主による不利益取扱いの禁止を規定しました。

さらに、令和2年（2020年）には、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を改正し、職場におけるパワーハラスメント防止対策の実施を雇用主の義務としました。

オ 政治分野における男女共同参画の推進に関する動き

国は、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的として、平成30年（2018年）に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を制定しました。

令和3年（2021年）の改正において、政党等における積極的な取組の促進、国・地方公共団体の施策の強化等のため、政党等の取組項目の例示として候補者の選定方法の改善やセクハラ・マタハラ等への対策等が明記されるとともに、国・地方公共団体の施策・責務の強化等の内容が盛り込まれました。

(2) 東京都の動き

ア 男女平等参画に関する動き

東京都は、全ての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動とともに参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、平成12年(2000年)に「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、平成14年(2002年)に「男女平等参画のための東京都行動計画」を策定しました。

その後、2度の計画改定を経て、平成29年(2017年)に「東京都女性活躍推進計画」と「東京都配偶者暴力対策基本計画」を包含した「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定しました。

イ 配偶者からの暴力の防止に関する動き

東京都は、平成18年(2006年)3月に策定後、3度改定を行った「東京都配偶者暴力対策基本計画」に基づき、配偶者暴力の防止と被害者への支援に取り組むとともに、性暴力やストーカーなどの被害者に対する支援に取り組んでいます。

また、東京ウィメンズプラザ及び東京都女性センターを配偶者暴力相談支援センターとして位置付け、配偶者からの暴力に関する相談、一時保護、自立生活に向けた支援を行っています。

ウ 多様な性の理解推進に関する動き

東京都は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、人権尊重の理念の実現に向けて、平成30年(2018年)に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現のための条例」を制定しました。

この条例に基づき、令和元年(2019年)12月に「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定し、性自認及び性的指向に関して、基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性等を明らかにしました。

4 SDGs との関係性

(1) SDGs とは

SDGs とは、「Sustainable Development Goals」の略称であり、「持続可能な開発目標」を示します。

SDGs は、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて、国連加盟193か国により、国際社会共通の目標として採択されました。17の大きな目標(ゴール)と、それらを達成するための169の具体的な目標(ターゲット)で構成され、令和12年(2030年)までに達成することとされています。

我が国では平成28年(2016年)、政府内にSDGs 推進本部が設置され、同年12月には、SDGs の実施指針が決定されており、SDGs の達成に向けた取組が進められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

(2) 男女共同参画社会の実現等に向けた取組とSDGsとの関係性

SDGsのうち、男女共同参画社会の実現等に向けた取組との関係性が深いものは、次のとおりです。



(3) 第5次プランとSDGsとの関係性

(2) で示すとおり、男女平等参画社会の実現等は、SDGsの推進に寄与するものとなります。特に、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」は、男女共同参画社会の実現に直接的に関わるものであるとともに、SDGsにおける全ての目標とターゲットの進展に極めて重要な貢献をするものであるとされています。

これらのことから、第5次プランの推進は、SDGsの推進につながるものとなります。

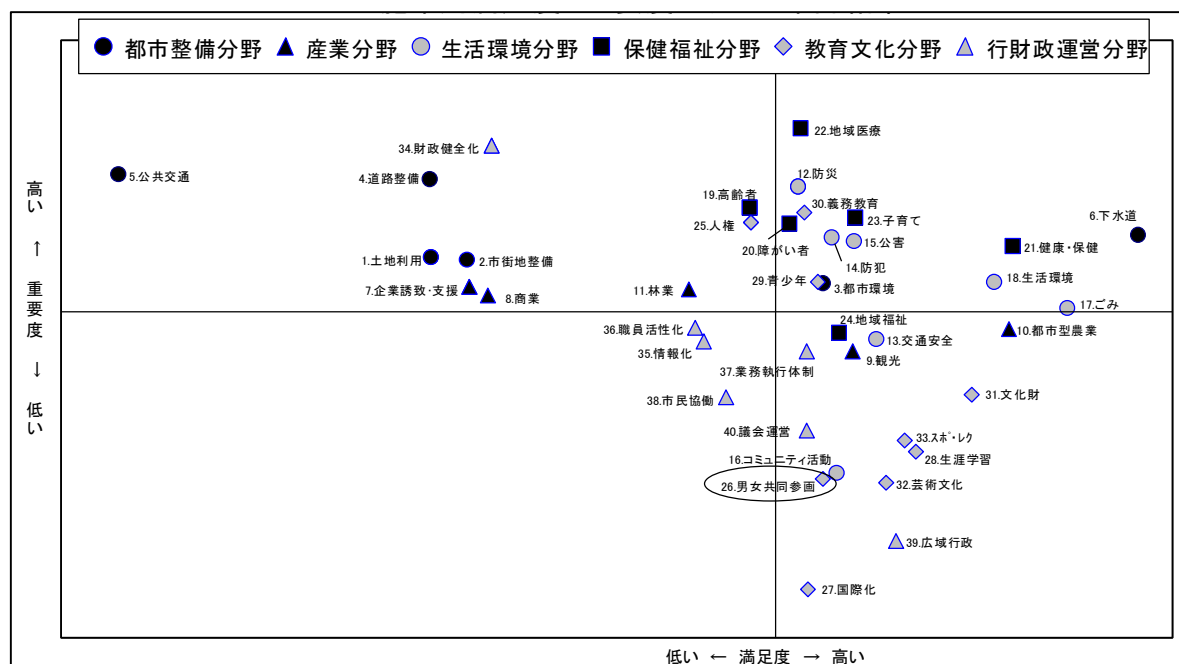
5 あきる野市の現状と課題

(1) 男女共同参画に関する施策の満足度と重要度（出典：市民アンケート）

男女共同参画に係る市の現状について、令和2年度（2020年度）に実施した市民アンケートの施策別満足度と重要度のクロス集計結果によると、満足度はやや高い水準であるものの、重要度はかなり低い水準となりました。

対象とする40施策中、満足度の順位は18位、重要度の順位は37位であり、男女共同参画社会の実現等を進めるに当たり、市民等に、男女共同参画等の重要性をさらに認識していただくためには、さらなる周知啓発が必要です。

40施策別満足度と重要度のクロス集計結果



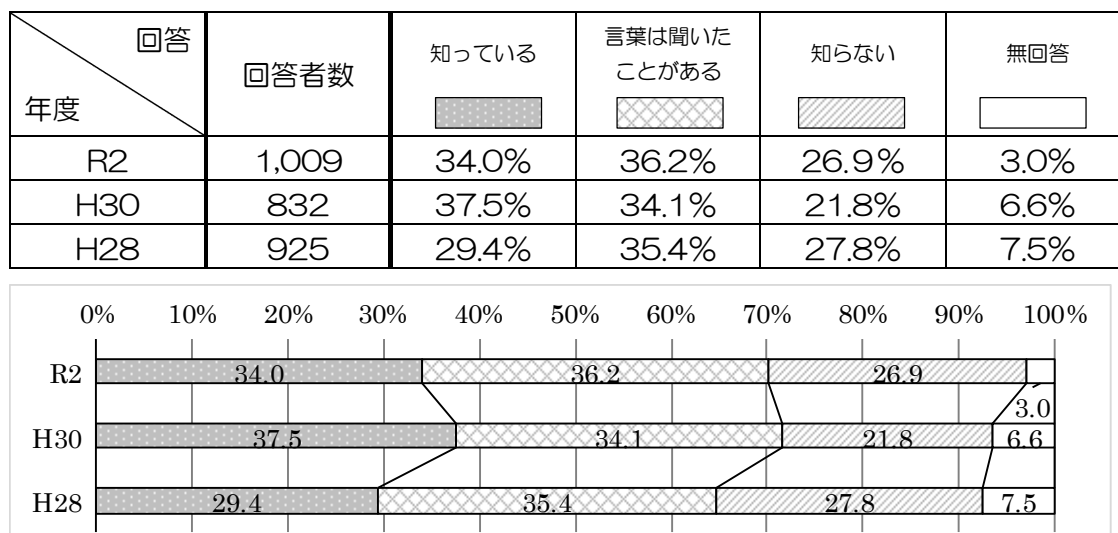
(2) 男女共同参画社会の認知度（出典：市民アンケート）

「男女共同参画社会」という言葉を「知っている」又は「言葉は聞いたことがある」と回答した市民は全体の70.2%であり、平成30年（2018年）から1.4ポイント減少していますが、一定の水準を維持していると考えられます。一方、各場面において男女平等になっていると感じる市民の割合については、政治の場や社会通



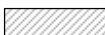
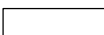
念・習慣・しきたりについて、男女平等と感じる市民は、依然として、15%未満であり、非常に低い水準となっています。

これらの結果から、市民が様々な場面で男女平等と感じられるよう、男女共同参画の施策をさらに推進することが必要です。

男女共同参画社会とはどのようなことか知っている市民の割合の推移



男女共同参画社会とはどのようなことか知っている市民の男女別の割合
(令和2年度(2020年度))

性別	回答 回答者数	知っている	言葉は聞いたことがある	知らない	無回答
					
全体	1,009	34.0%	36.2%	26.9%	3.0%
男性	435	40.7%	34.3%	23.4%	1.6%
女性	531	28.8%	38.0%	29.4%	3.8%

※性別欄に「回答しない」または回答がなかった方の内訳は、掲載していません。

各場面において男女が平等になっていると感じる市民の割合(令和2年度(2020年度))

場面	回答	男性の方が優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	男女平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている	わからない	無回答
	家庭生活の場		13.2	33.2	36.1	5.3	1.2	8.4
職場		14.1	30.9	28.7	5.5	1.2	14.4	5.3
学校教育の場		3.3	8.7	45.2	1.8	0.3	34.5	6.2
政治の場		34.8	33.5	10.5	0.7	0.4	16.3	3.9
法律・制度上		15.6	25.6	28.7	3.3	1.0	21.5	4.4
社会通念・習慣・しきたり		26.0	44.3	12.1	1.9	0.4	11.3	4.1
地域の活動の場		10.4	29.8	30.6	2.8	0.5	22.1	3.8

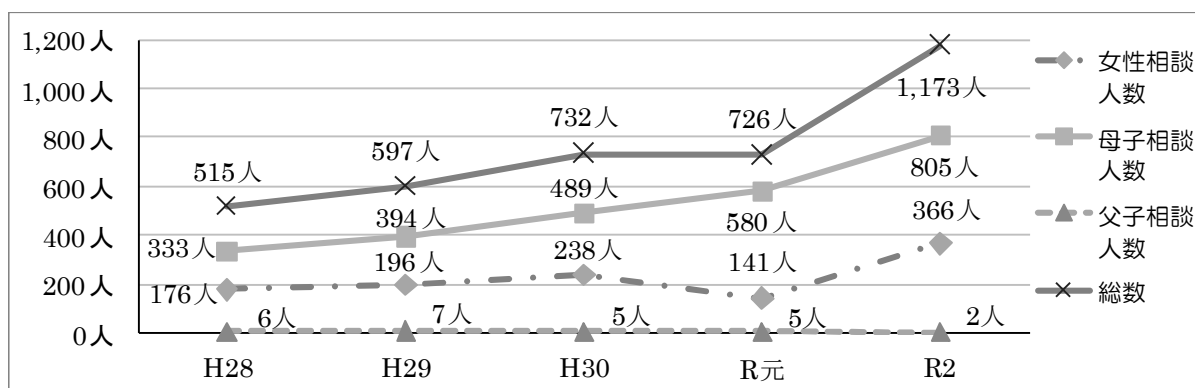
(3) 女性相談、母子相談及び父子相談

令和2年度（2020年度）中に市が受け付けた女性相談、母子相談及び父子相談の人数は、合計で1,173人（延べ1,754件）となっています（配偶者等からの暴力に関する相談を含む）。

相談人数の計は、令和2年度（2020年度）に急激な増加傾向を示しており、平成28年度（2016年度）と比較すると2倍以上に増加しています。

この背景には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による生活様式の変化等が要因として考えられますが、相談等にしっかりと対応できるよう、相談体制を維持していくことが必要です。

女性相談、母子相談及び父子相談人数の推移 出典：事務報告書

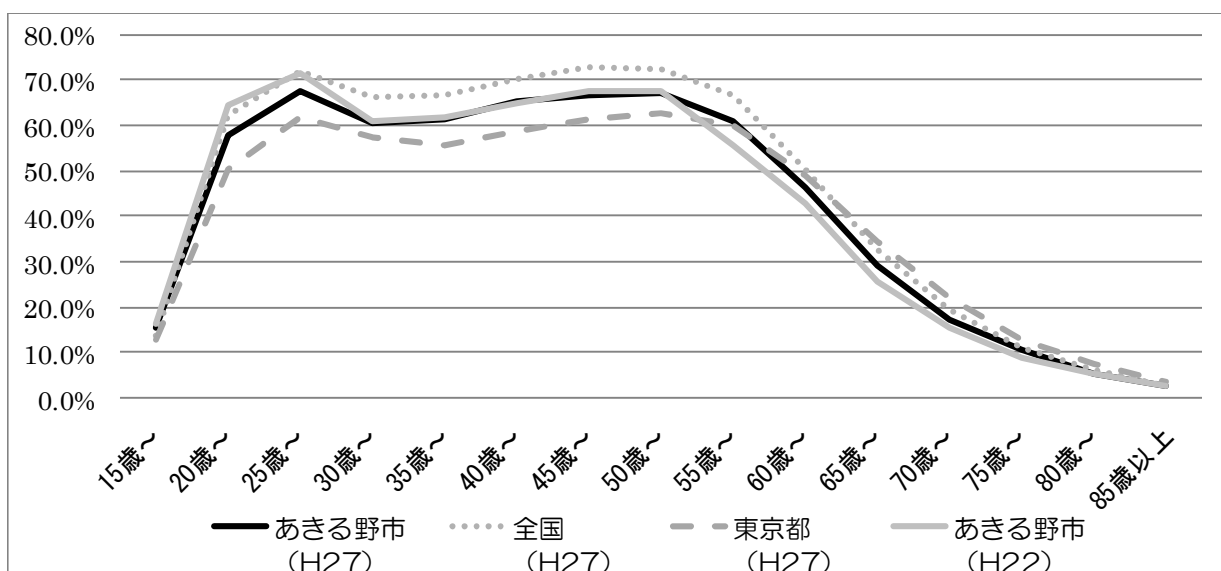


(4) 女性の年齢別労働力率

平成22年度（2010年度）及び平成27年度（2015年度）における本市の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）の推移を見ると、東京都全体と比較して、M字曲線は緩やかなものとなっていますが、結婚・出産期を境に女性の労働率が低下しています。

このことから、引き続き、就業・復職支援、離職防止の取組が必要です。

女性の年齢別労働力率の推移（国・東京都・あきる野市） 出典：国勢調査

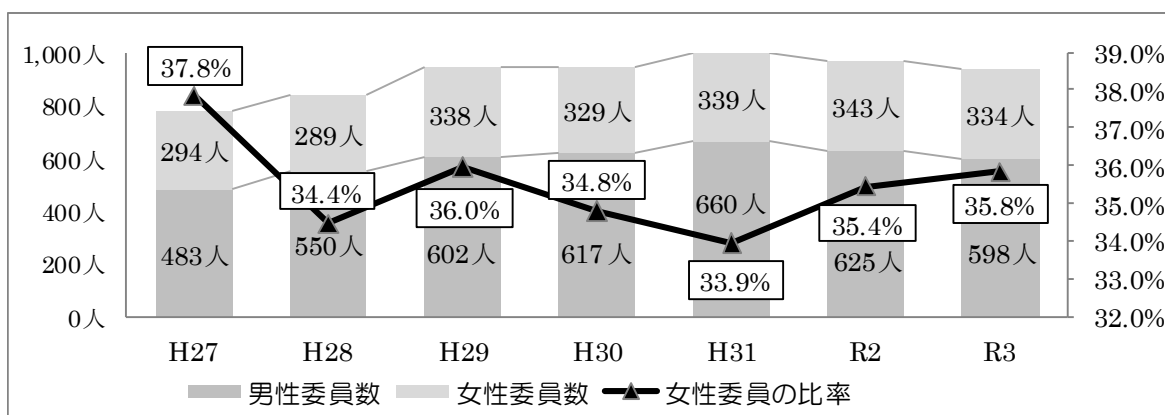


(5) 各種委員会等における女性の参画状況

国は、第5次男女共同参画基本計画において、地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合を、2025年までに40%以上60%以下とすることを目標としています。

令和3年（2021年）4月1日現在、市の各種委員会等全体における女性委員の比率は、35.8%となっています。また、女性委員の参画率が30%に満たない委員会等が依然としてあることから、国の目標値の達成に向け、より一層の女性委員の任用に努める必要があります。

各種委員会等の委員に占める女性委員の割合の推移

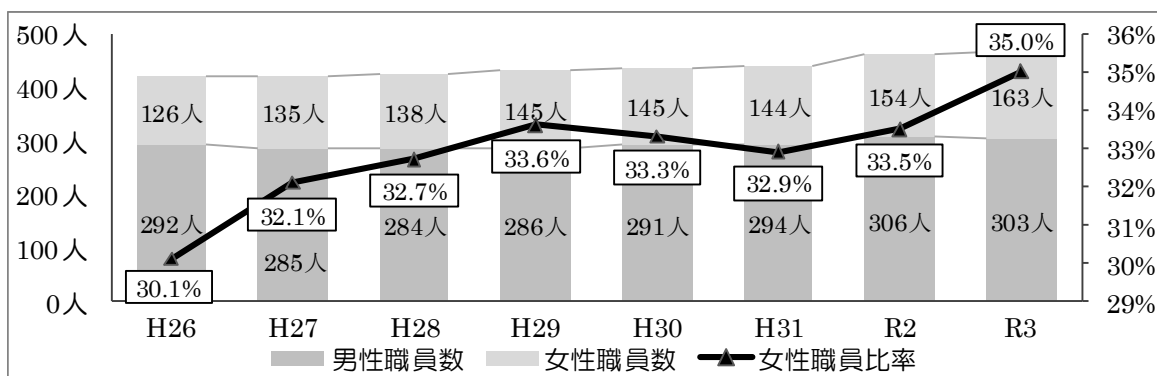


(6) 職員における女性の登用状況

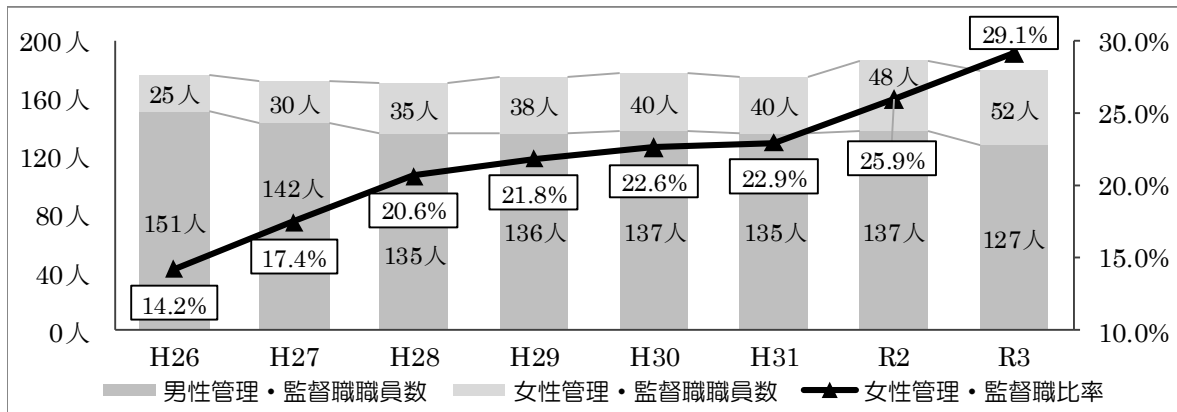
市職員における女性の比率は30%を超えており、増加傾向であるものの、女性受験者数が男性に比べ少ない傾向にあります。このため、市の女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（特定事業主行動計画）では、職員採用試験において、ホームページ等に子育て支援制度を掲載するなど、女性が働きやすい職場であることを周知していくこととしています。

また、管理・監督職における女性の比率は、令和3年（2021年）4月1日時点で29.1%となっており、特定事業主行動計画では、令和7年度（2025年度）末までに管理・監督職における女性の比率を、管理職は25%以上、監督職は35%以上とすることを目標に掲げ、能力向上やリーダーシップ等の手法を身につけるための各種研修への女性職員の参加を促すなどの取組を進めることとしています。

市職員に占める女性職員の割合の推移

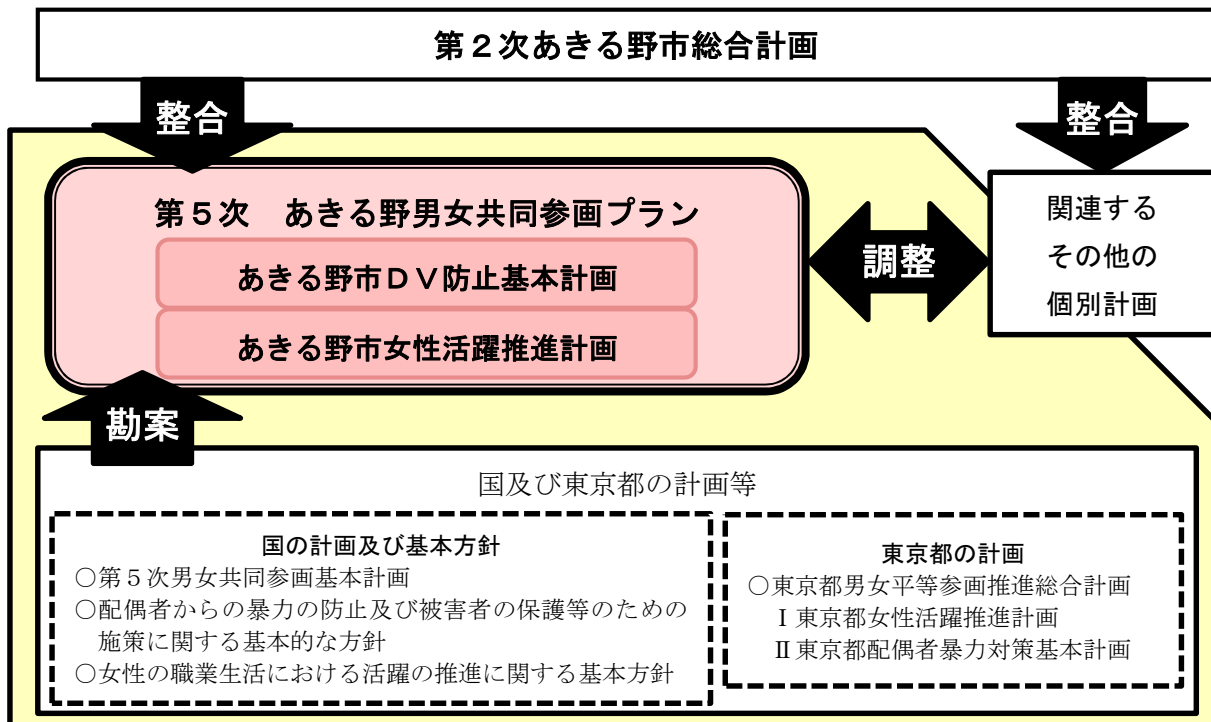


管理・監督職に占める女性職員の割合の推移



6 計画の性格・位置付け

- (1) 本計画は、市の最上位計画である「あきる野市総合計画」の分野別計画として、分野別の行政計画と整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現を目指すものとなります。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」に当たります。
- (3) 本計画の基本目標Ⅱに位置付けられた施策は、「DV防止法」に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（あきる野市DV防止基本計画）に当たります。
- (4) 本計画の基本目標Ⅲに位置付けられた施策は、「女性活躍推進法」に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（あきる野市女性活躍推進計画）に当たります。



7 計画期間

令和4年（2022年）4月から令和9年（2027年度）3月までの5年間

※ ただし、社会情勢の変化等に伴い、施策の方向性等を変更する必要がある場合には、計画期間の途中であっても本計画を見直す場合があります。

8 計画の基本理念

本市では、第4次プランにおいて、「男女の人権の尊重」「男女の仕事と家庭・地域生活の両立」「政策・方針決定過程への男女共同参画」の基本理念を掲げ、男女共同参画の推進等に取り組んできました。

今後は、第4次プランの基本理念を踏まえ、DVをはじめ、高齢者・障がい者等の社会的弱者に対する虐待等の人権侵害となる様々な暴力を根絶し、全ての人の人権が尊重される社会を形成することに加え、性別や年齢、国籍等にとらわれず、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮することができる環境をつくることが重要です。

このことから、本計画では、「全ての人が、多様性を認め、互いを尊重し合い、あらゆる分野で、自らの個性と能力を十分に発揮し輝くことができる社会づくり」を基本理念として掲げ、男女共同参画社会の実現等に向けて取り組んでいきます。

〔基本理念〕

全ての人が、多様性を認め、互いを尊重し合い、
あらゆる分野で、自らの個性と能力を十分に発揮し輝くことができる社会づくり

9 施策の方向性

基本理念の実現に向け、次の5つの施策の方向性を設定しました。

方向性Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識形成

全ての人が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別や年齢、国籍等に関わりなくその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、周知啓発に加え、子どものときから男女平等及び人権尊重の意識を高めていくこと等が重要です。

このため、性別や年齢、国籍等に関わりなく男女平等意識を醸成するため、男女共同参画に係る意識啓発及び教育活動を推進します。

方向性Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援【あきる野市DV防止基本計画】

配偶者等からの暴力やハラスメント等は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。特に、配偶者等からの暴力は、多くの場合女性が被害者であり、個人の尊厳を害するだけでなく、男女平等の実現の妨げとなっています。

このため、全ての人々が安心して暮らせる社会を実現するため、「DV防止法」に則り、暴力を受けている人の相談体制や支援を充実させるとともに、虐待やハラスメント等、様々な暴力の防止に向け、取組を進めます。

方向性Ⅲ 職業生活における女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進

【あきる野市女性活躍推進計画】

「女性活躍推進法」に則り、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての人々の意思が尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、女性の就労支援等の取組を進めます。

また、全ての人々が持てる能力を十分に発揮できる機会や待遇が確保され、職業生活と家庭生活や地域生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識啓発を図るとともに、育児や介護支援等の取組を進めます。

方向性Ⅳ 生涯を通じた健康支援

男女が、互いにその身体的性差を理解し合い、相手に対する思いやりを持って生涯にわたり健康的な生活を送ることは、男女共同参画社会の実現に当たり、重要な事項の一つです。特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女で異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点が特に重要となります。

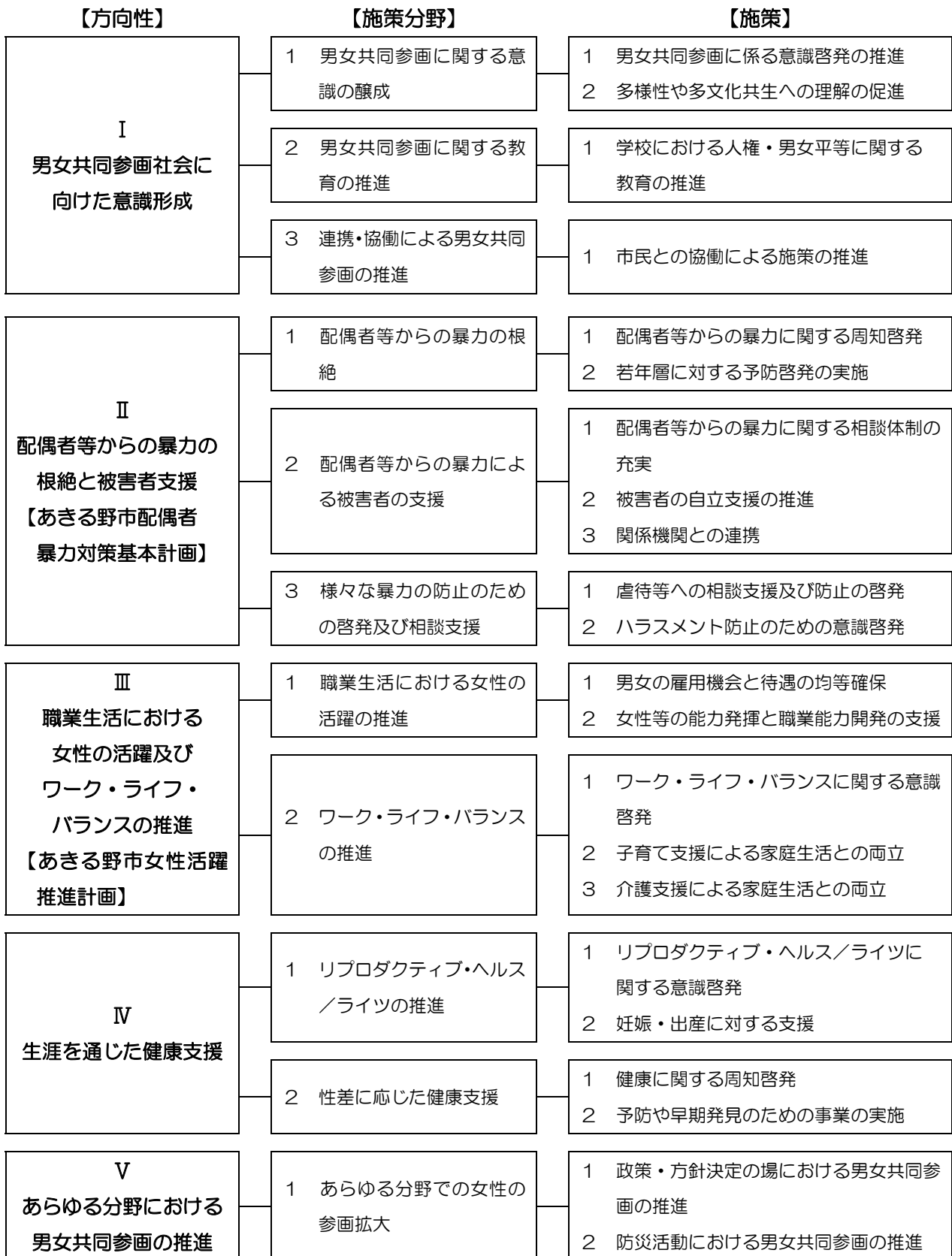
このため、全ての人々が各自のライフステージにおいて、心身ともに健康な生活を送ることができる社会を目指し、意識啓発、検診の充実等の取組を進めていきます。

方向性Ⅴ あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、職業生活、家庭生活だけでなく、あらゆる分野において、女性が政策決定や意思決定過程に参画できる環境づくりを進め、方針決定に当たり女性の意見等が反映されることが重要です。

このため、制度・慣行等にとらわれず全ての人々が安心して暮らせる社会の実現に向け、政策・方針決定の場や防災分野における女性の参画拡大に取り組みます。

10 施策の体系



第2章 計画の内容

方向性Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識形成

方向性Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援

方向性Ⅲ 職業生活における女性の活躍及び

ワーク・ライフ・バランスの推進

方向性Ⅳ 生涯を通じた健康支援

方向性Ⅴ あらゆる分野における男女共同参画の推進

方向性Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識形成

施策分野1 男女共同参画に関する意識の醸成

一人ひとりが人権を尊重し、性別や年齢、国籍等に関わりなく、多様な生き方を認め合う男女共同参画社会の実現のためには、男女共同参画に関する理解を深めることが重要です。

このため、男女共同参画社会、多様性や多文化共生社会の実現に向け、男女共同参画に関する情報提供や、性的マイノリティに対する正しい理解の促進、国籍、文化等が異なる方々との相互理解の促進に関する取組を進めます。

施策1 男女共同参画に係る意識啓発の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画に係る情報提供や講座の実施等により、意識啓発に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
1	男女共同参画に関する意識啓発活動の推進	男女共同参画推進に向けた国や東京都、市の政策や取組等の情報提供を行い、男女共同参画の意識啓発を図る。	企画政策課
2	男女平等の視点に立った各種講座等の充実	男女平等の視点に立った各種講座等の充実を図る。	生涯学習推進課
3	女と男のライフフォーラムの実施	公募による実行委員会を組織し、委員が互いに理解を深め合いながら交流する中で、市民参画による男女共同参画意識啓発のためのフォーラムを実施する。	生涯学習推進課

施策2 多様性や多文化共生への理解の促進

LGBT等の性的マイノリティに関する正しい理解の促進や、国際理解を深めるための周知啓発等を行うとともに、多様性を認め合う社会及び多文化共生社会の実現に向けて、人権等に関する相談の実施、多言語翻訳機による外国人支援等の取組を進めます。

No	事業名	事業内容	担当課
4	多様性や多文化共生に関する周知啓発	性同一性障害や性的マイノリティを含む多様性に関する理解や国際理解のための周知啓発を図る。	企画政策課
5	人権等に関する相談の実施	人権問題や家庭での悩みごとなど、人権相談を実施する。また、性的マイノリティに関する相談があった場合には、東京都などの専門の相談機関につなげ、対応する。	市民課

No	事業名	事業内容	担当課
6	多言語翻訳機の活用による窓口における支援	日本語以外を母国語とする外国人等に対し、行政手続等を円滑に行えるよう、多言語翻訳機の利用促進を図る。	市民課

施策分野2 男女共同参画に関する教育の推進

男女共同参画社会の実現を図るためには、性別・年代に関わりなく、家庭や地域において、子どものときから男女平等及び人権尊重の意識を高めていくことが重要です。

このため、学校や地域における学習機会の提供など、男女共同参画に関する教育活動を推進します。

施策1 学校における人権・男女平等に関する教育の推進

男女共同参画社会を実現するため、学校教育等において様々な機会を捉え、人権・男女平等意識を高める教育に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
7	学校における人権教育の推進	各学校において人権教育全体計画と年間指導計画を作成し、各教科や特別の教科である道徳、特別活動等を通して人権教育の充実を図る。	指導室
8	人権教育推進のための指導の充実	人権教育推進委員会において、研修や情報交換等を通して、指導の充実を図る。	指導室
9	道徳教育の充実	学校、家庭、地域が連携し、児童・生徒の豊かな心を育むことを目的に実施する道徳教育の充実を図る。	指導室
10	人権等に関する教職員の理解促進	人権や男女平等等に関する理解促進のため、国や東京都からの情報を各学校に提供し、教職員における理解促進を図る。	指導室

施策分野3 連携・協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けた意識を効果的に醸成するためには、市民との協働による取組が不可欠です。

このため、市民の連携、協働により男女共同参画に関する事業を実施します。

施策1 市民との協働による施策の推進

市民との協働により、男女共同参画プランの進捗状況の評価や、フォーラムの実施などに取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
11	男女共同参画推進 市民会議との協働 による事業の推進	男女共同参画プランの進捗状況を評価し、計画の推進方法等について検討を行う。	企画政策課
3	女と男のライフ フォーラムの実施 (再掲)	公募による実行委員会を組織し、委員が互いに理解を深め合いながら交流する中で、市民参画による男女共同参画意識啓発のためのフォーラムを実施する。	生涯学習推進課

方向性Ⅱ 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援

【あきる野市DV防止基本計画】

施策分野1 配偶者等からの暴力の根絶

配偶者等からの暴力は、殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、暴言を浴びせる、長期間無視する等の心理的攻撃、生活費を渡さない等の経済的圧迫、性的暴力等、多岐に渡り、いずれも被害者の心身に有害な影響を及ぼします。

全ての人相互の人権を尊重し、安心して暮らせるよう、配偶者等からの暴力の防止に向け、周知啓発や相談体制の充実等の取組を進めます。

施策1 配偶者等からの暴力に関する周知啓発

配偶者等からの暴力の防止のため、周知啓発や相談窓口等の周知を行うとともに、学校教育等における人権教育を通じて、配偶者等からの暴力が重大な人権侵害であることについて、理解の促進を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課
12	「DV防止法」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」等に関する周知啓発	市ホームページやDV周知啓発カードなどを活用し、DV防止法やストーカー規制法に関する周知啓発及び相談窓口等の周知を図る。	子ども家庭支援センター
		市ホームページやポスター等を活用し、DV防止法やストーカー規制法等の周知啓発を図る。	企画政策課
10	人権等に関する教職員の理解促進（再掲）	人権や男女平等等に関する理解促進のため、国や東京都からの情報を各学校に提供し、教職員における理解促進を図る。	指導室

施策2 若年層に対する予防啓発の実施

若年層が性犯罪・性暴力に巻き込まれないよう、予防啓発や相談窓口の周知を行います。

No	事業名	事業内容	担当課
13	若年層の性暴力被害予防に関する周知啓発	市ホームページやパンフレット等を活用し、予防啓発や相談窓口の周知啓発を図る。	企画政策課

施策分野2 配偶者等からの暴力による被害者の支援

配偶者等からの暴力は、被害者の生命身体の安全に直結する問題であり、被害者の迅速な安全確保を行うことが必要です。

このため、相談体制を充実させ、関係機関との連携により、被害者の安全を確保するとともに、自立に向け必要な支援を行います。

施策1 配偶者等からの暴力に関する相談体制等の充実

配偶者等からの暴力を受けた際に、相談がしやすい体制や母子等を保護する体制を充実させます。

No	事業名	事業内容	担当課
14	女性相談、母子・父子相談の実施	社会的、経済的に不安定な状況に置かれている母子・父子家庭や女性に対し、相談員による自立に必要な援助や指導等の相談を行う。	子ども家庭支援センター
15	母子等緊急一時保護の充実	被害を受けた母子等の身の安全を確保する緊急一時保護の充実を図る。	子ども家庭支援センター

施策2 被害者の自立支援の推進

配偶者等からの暴力を受けた被害者が早期に自立できるよう、関係機関と連携し、自立に向けた支援を行います。

No	事業名	事業内容	担当課
16	被害者の自立支援の推進	被害者が落ち着いた生活を取り戻せるように、関係機関等と連携を図り、自立に向けた様々な支援を行う。	子ども家庭支援センター

施策3 関係機関との連携

配偶者等からの暴力を受けた被害者への適切な対応や円滑な支援を行うため、庁内関係部署における連携体制を維持します。

No	事業名	事業内容	担当課
17	庁内の関係部署による連絡会の運営	庁内の関係部署による連絡会を運営し、市内における配偶者等からの暴力などに関する情報の共有及び連携を図る。	企画政策課・子ども家庭支援センター

施策分野3 様々な暴力の防止のための啓発及び相談支援

配偶者等からの暴力に限らず、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント、ストーカー行為、性暴力、虐待など、人権侵害となりうる様々な暴力の防止に向け、周知を行い、防止のための啓発及び相談支援を行います。

施策1 虐待等への相談支援及び防止の啓発

障がい者虐待や高齢者虐待の防止に向けて、法令や相談窓口の周知啓発等に取り組みます。また、将来的に虐待防止につながる若年層の健全育成に向け、非行防止のパトロール等の取組を進めます。

No	事業名	事業内容	担当課
18	障害者虐待防止法の周知啓発	広報紙や市ホームページ、市窓口等における広報に加え、関係機関との研修等を通して、障害者虐待防止法の周知啓発を図る。	障がい者支援課
19	高齢者虐待防止法の周知啓発	市及び地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待に関する相談窓口の周知啓発を図る。	高齢者支援課
20	障害者虐待防止センターの運営	虐待を未然に防ぐとともに、発見時の迅速かつ適切な対応を図るため、24時間対応を行う「障害者虐待防止センター」を運営することにより、障がい者虐待の防止及び養護者の支援を図る。	障がい者支援課
21	青少年健全育成活動の充実	非行防止のパトロールや不健全図書類に関しての店舗立ち入り調査などの活動を通じて、青少年の健全育成を図る。	生涯学習推進課

施策2 ハラスメント防止のための意識啓発

セクシャルハラスメントやマタニティハラスメント等のハラスメントを防止するため、市民のみならず、市内事業所等に対する意識啓発に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
22	男女共同参画の視点からのハラスメント防止のための啓発	ハラスメント防止のため、職員に対し、研修等の充実を図る。	職員課
		ハラスメント防止に向け、市内事業所に対して周知啓発を図る。	商工振興課
		ハラスメントの防止及び性犯罪の撲滅に向け、市ホームページやパンフレット等を活用し、意識啓発を図る。	企画政策課

方向性Ⅲ 職業生活における女性の活躍及び ワーク・ライフ・バランスの推進

【あきる野市女性活躍推進計画】

施策分野1 職業生活における女性の活躍の推進

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の改正などにより、男女が性別により差別されることなく、その個性と能力を十分に発揮できる雇用環境へと改善が進められています。しかしながら、依然として、従来の固定的な性別役割分担意識により、希望する働き方の選択肢は限られています。

このため、女性活躍推進法に則り、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性がその能力等を発揮できるよう、雇用環境の改善に向けた情報提供、就労支援等に取り組みます。

施策1 男女の雇用機会と待遇の均等確保

男女が職場においてその個性や能力を十分に発揮できるよう、雇用環境の改善に向けた情報提供、労働相談、小・中学生が様々な職業に触れる機会の創出等に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
23	育児・介護休業制度の普及啓発	職員に対し、育児・介護休業制度の普及啓発を図る。	職員課
		市内事業所に向け、育児・介護休業制度の普及啓発を図る。	商工振興課
24	パートタイム労働等に関する情報収集及び提供	パートタイム労働等の労働条件向上のため、情報収集及び提供を行う。	商工振興課
25	労働相談の実施	市民相談の一環として、労働に関する法や制度等の相談を実施する。	市民課
		労働相談を実施する。	商工振興課
26	啓発活動の推進	商工業等の自営業における女性の労働条件等の改善を図るため、情報提供を行う。	商工振興課
		女性就農者の確保に向けて、農業における女性の労働条件等の改善のため、情報提供を行う。	農林課
27	個にとって望ましい勤労観・職業観を育む教育の充実	学校教育において、自己の生き方を考える指導を推進し、個に応じた望ましい進路選択ができる能力の向上を図る。	指導室
28	様々な職業に触れる機会の創出	学校教育において、最先端の技術を有する市内事業所の見学など、様々な職業に触れる機会の創出に取り組む。	指導室

No	事業名	事業内容	担当課
29	あきる野市特定事業主行動計画の推進	あきる野市特定事業主行動計画を推進するとともに、推進状況を公表する。	職員課

施策2 女性等の能力発揮と職業能力開発の支援

女性等の就職や再就職、起業等について、能力開発の支援や情報提供に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
30	就労の際に役立つ技能や技術の習得のための情報収集及び提供	就労の際に役立つ技能や技術の習得のための情報収集及び提供を行う。	商工振興課
31	子育て中の女性の再就職支援の実施	就労意欲を持つ子育て中の女性に対し、ワーキングセミナーを開催することや再就職に関する情報を提供する。	商工振興課
32	起業に関する支援	女性の起業活動への支援を行う。	商工振興課
33	空き店舗活用の支援	起業を目指す女性を支援するため、空き店舗等の情報提供を行い、活用促進を図る。	商工振興課
34	ひとり親家庭への自立支援給付費の支給	ひとり親家庭の親の就業の際に、職業スキルの向上等、主体的な能力開発を支援する。	子ども家庭支援センター
35	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実	ひとり親家庭の親が職業能力開発センターに通学するなど、自立を促進するために必要な事由等により、一時的に支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣する。	子ども家庭支援センター

施策分野2 ワーク・ライフ・バランスの推進

男性も女性も、一人ひとりが、やりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たしながらも、家庭や地域生活などの様々な場や各自のライフステージにおいて、多様な生き方が選択・実現できる環境を整備していくことが求められています。

このため、「仕事」と、子育てや親の介護、地域活動などの「生活」との調和がとれ、双方が充実しているワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指し、意識啓発や子育て・介護支援等の取組を進めていきます。

施策1 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、意識啓発に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
36	ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発	市内事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。	商工振興課
		職員に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。	職員課
		国や東京都と連携し、市ホームページへの記事掲載等を通じて、市民等に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図る。	企画政策課
37	ワーク・ライフ・バランスを推進する事業所の認定及び周知	ワーク・ライフ・バランスの啓発に向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む市内事業所を認定するとともに、広報紙等でその取組内容を周知する。	企画政策課
		ワーク・ライフ・バランスの啓発に向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所として認定された事業所について、あきる野商工会を通じてその取組内容を周知する。	商工振興課

施策2 子育て支援による家庭生活との両立

男女がともに育児と家庭、仕事の両立ができるよう、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実に努めるとともに、地域全体で子育てを支える仕組みづくりに取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
38	子育て支援に関する情報の発信	市ホームページ、メール配信サービス等の活用により、子育てに関する情報の発信を行う。	子ども政策課
35	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実（再掲）	ひとり親が職業能力開発センターに通学するなど、自立を促進するために必要な事由等により、一時的に支援が必要な家庭にホームヘルパーを派遣する。	子ども家庭支援センター
39	子育てグループ等への活動支援	地域の子育てグループ（子育てサークル）に関する情報を把握し、情報提供に取り組むとともに、情報交換のために連絡会や交流会等の機会を設ける。	子ども家庭支援センター
40	ファミリー・サポート・センターの運営	地域で育児等の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児等について助け合う会員組織であるファミリー・サポート・センターを運営する。	子ども家庭支援センター

No	事業名	事業内容	担当課
41	乳幼児ショートステイ事業及び乳幼児一時預かり事業の実施	保護者が疾病等の社会的理由により、一時的に養育が困難となったときやリフレッシュしたいときに利用できる乳幼児ショートステイ事業及び乳幼児一時預かり事業を実施する。	子ども家庭支援センター
		保護者が疾病等の社会的理由により、一時的に養育が困難となったときやリフレッシュしたいときに利用できる乳幼児一時預かり事業を実施する。	保育課
42	病児・病後児保育の実施	保育所に通所中の児童等が、病気で通所できないときや、病気の回復期にあり、集団保育が困難なときに、施設で一時的に預かる事業を実施する。	子ども家庭支援センター
43	子育て支援のための場の充実	乳幼児を持つ親の交流や育児情報の提供等を行うための場の充実を図る。	子ども家庭支援センター
44	延長保育、幼稚園型一時預かり事業及び休日保育事業の実施	保護者の就労形態の多様化や就労時間等の状況を考慮して、保育園での延長保育、幼稚園での幼稚園型一時預かり事業及び休日保育を実施する。	保育課
45	読書推進事業の充実	働いている保護者も親子で参加できるよう、休日にも実施するなど、事業の充実を図る。	図書館
46	学童クラブの充実	男女ともに働き続けることができるよう、育成時間の延長を実施する。また、受入人数の拡大など、学童クラブの充実を図る。	子ども政策課
47	教育相談の充実	学校への不応、不登校問題や進路相談等、教育相談の充実を図る。	指導室

施策3 介護支援による家庭生活との両立

男女がともに介護と家庭、仕事の両立ができるよう、介護保険サービス等の充実に取り組めます。

No	事業名	事業内容	担当課
48	介護保険制度等の周知啓発	介護保険制度等の周知啓発を行い、要介護、要支援者への介護サービスの充実を図る。	高齢者支援課
49	介護教室の実施	介護に男女が共同して参加できるよう、家族等を対象に、適切な介護知識・技術を習得してもらうことを目的に、介護教室を実施する。	高齢者支援課

No	事業名	事業内容	担当課
50	相談体制の充実	障がい者相談支援センターにおいて、在宅で障がい者を介護している人の日常的な悩みや相談に対応する。	障がい者支援課
		地域包括支援センターにおいて、在宅で高齢者を介護している人の日常的な悩みや相談に対応する。	高齢者支援課

方向性Ⅳ 生涯を通じた健康支援

施策分野1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）は、男女ともに持つ権利であり、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、特に女性における健康上の問題について、理解や支援が求められています。

このため、自らの意思に基づき、自分らしく生きることが出来るよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発を行うとともに、妊娠・出産に当たって必要な相談及び支援に取り組みます。

施策1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発

リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、男女が互いに理解するとともに、本人の意思が尊重されるよう正しい知識や情報の啓発に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
51	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発	妊娠や出産について、女性の自己決定権が十分尊重されるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する正しい知識や情報を提供し、男女の意識啓発を図る。	健康課
			企画政策課
52	両親学級の充実	両親学級を開催し、家族に対しても妊婦や乳児の健康管理と正しい知識の普及啓発を図る。	健康課

施策2 妊娠・出産に関する支援

母性保護に向けた環境づくりと啓発活動の推進及び妊産婦に対する保健指導や健康診査の実施等、母子保健事業の充実を図ります。

No	事業名	事業内容	担当課
53	妊娠・出産に関する健康支援	妊娠経過の確認と妊娠の身体異常の早期発見や健康保持・増進の充実を図る。また、出産後に新生児訪問を実施し、育児に関する悩みや産後の体調などの相談支援を行う。	健康課
54	先天性風しん症候群対策風しん予防接種の実施	風しんによる妊娠中の発病予防や胎児への影響を予防するため、妊娠を希望される方等を対象とした抗体検査を実施し、低抗体者に対して、風しんの予防接種を行う。	健康課

No	事業名	事業内容	担当課
55	育児相談の充実	乳幼児期における子育てに関する相談の充実を図る。	健康課
56	母子健康手帳の交付と面談の実施	妊産婦の健康管理を総合的、定期的に行うことにより、女性自ら母性に対する認識を深めてもらうため、母子健康手帳の交付を行う。また、母子ともに保健指導が受けやすく、気軽に相談できる体制づくりを進めるため、母子健康手帳の交付時に保健師等との面談を実施する。	健康課
57	特定不妊治療費助成事業の実施	医療保険が適用されない高額な特定不妊治療を受ける方に対し、都の特定不妊治療費助成に上乗せして医療費の一部を助成する。	健康課
58	産後ケア事業の実施	産後に心身のケアや育児のサポートを必要とする方に対し、安心して子育てができるように産後の支援を行う。	健康課

施策分野2 性差に応じた健康支援

生涯を通じた健康の保持のためには、身体的性差や疾患の罹患状況の違い等により、性差に応じた的確な保健・医療を受ける必要があります。

このため、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意し、各自のライフステージにおいて、心身の健康状態に応じて、適切に自己管理を行うことができるよう、健康教育の充実や相談体制の整備など、支援策の構築に取り組みます。

施策1 健康に関する周知啓発

男女が生涯にわたり健康な生活が送れるよう、健康支援に関する周知啓発及び相談を実施します。

No	事業名	事業内容	担当課
59	健康に関する情報提供及び意識啓発の推進	健康手帳の交付、健康教育の実施など、健康に関する情報提供や意識啓発を図る。	健康課
60	健康相談の充実	保健相談や栄養相談等、心身の健康に関する健康相談の充実を図る。	健康課

施策2 予防や早期発見のための事業の実施

生涯を通じて健康でいられるよう、病気の予防や早期発見のための事業に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
61	がん検診の充実	がん検診を充実し、がんの早期発見・早期治療を図る。	健康課
62	健（検）診事業の周知啓発	健（検）診事業を受けやすいものになるよう、健診未受診状況などを参考に各年代にあった周知啓発を行う。	健康課

方向性Ⅴ あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策分野1 あらゆる分野での女性の参画拡大

あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画拡大は、社会に多様性と活力をもたらし、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現のために極めて重要です。

国は、社会のあらゆる分野において、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進めることとし、2030年代には、指導的地位にある人々の性別に偏りが無い社会を目指すこととしています。

このため、市においても、引き続き、審議会や委員会、防災活動等への女性の参画を積極的に推進し、多様な意見が意思決定に反映できるよう取り組んでいきます。

施策1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進

多様な意見が市政に反映できるよう委員会等の女性比率の拡大を図るほか、研修等を通じて、市職員における男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

No	事業名	事業内容	担当課
63	委員の女性比率の拡大	市政に女性の意見や視点を反映させるため、各委員会等における女性委員の比率が40%以上となるよう、関係部署に働きかける。	企画政策課
64	男女共同参画に関する職員研修の充実	男女共同参画に関する職員研修の充実を図る。	職員課

施策2 防災活動における男女共同参画の推進

災害の発生または発生しそうなとき、子どもや高齢者、身体が不自由な方など、避難や避難生活に支援が必要な方に対し必要な支援が行えるよう、地域防災計画に男女共同参画の視点を取り入れるとともに、地域防災リーダーへの女性の登用を推進します。

No	事業名	事業内容	担当課
65	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の推進	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の改定と災害対策の推進を図る。	地域防災課
66	女性地域防災リーダーの増員	防災分野に多様な視点を取り入れるため、女性地域防災リーダーの増員を図る。	地域防災課

第3章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の推進方法
- 3 数値目標の設定

1 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現に向けて、全庁的に施策に取り組むとともに、市民との協働や関係機関等との連携により、各施策を着実かつ効率的に推進していきます。

(1) 庁内推進体制

男女共同参画の推進に係る施策の総合的に推進するため、市長を本部長とし、副市長及び部長級の職員を部員として構成する「あきる野市男女共同参画推進本部（推進本部）」を設置しています。

推進本部では、男女共同参画に係る施策や計画の推進、策定について総合的な企画・調整を行い、推進本部が中心となって、全庁的な取組を推進します。

(2) 市民との協働

男女共同参画の推進に当たり、市民の意見を反映させるため、市民等の代表から構成する「あきる野市男女共同参画推進市民会議（市民会議）」を設置しています。

市民会議では、男女共同参画プランの施策の進捗状況を男女共同参画の視点から評価を行います。また、男女共同参画プランを策定する際には、市は、市民会議に対しプランに関する意見聴取を行います。

(3) 国、都、他自治体、関係機関との連携

男女共同参画の推進に関する施策は、広範多岐にわたるため、広域での対応が効果的な施策や市単独での対応が困難な施策等については、国や東京都、他自治体、関係機関と連携して推進します。

また、国、都の動向や他自治体の取組等の情報収集を行うとともに、他自治体との会議に参加し、意見交換等を行います。

2 計画の推進方法

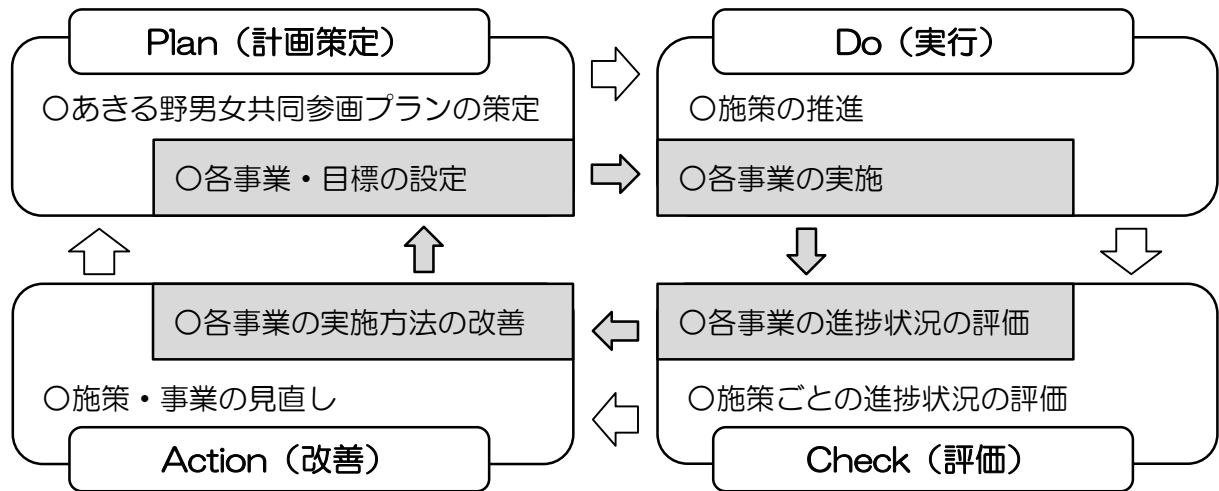
(1) PDCAサイクルによる計画の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、計画に定めた施策事業を着実に推進するため、PDCAサイクルに基づく進捗状況の管理を行います。

短期的な進捗状況管理として、毎年度、各事業の進捗状況の評価を行います。評価に当たり、各事業の目標の達成状況を評価基準（表1、2）に基づき、担当課と市民会議による評価を行い、必要に応じて事業の実施方法を改善していきます。

本計画の終了年次には、施策分野ごとの目標や各年度の事業の評価結果、推進本部・市民会議の意見、社会状況等を踏まえて、施策や事業の見直しを行い、次期計画に反映します。

PDCA サイクルによる計画の推進



【評価基準】

表1

事業実施に係る評価基準
S：事業を実施し、目標以上の成果が得られた。 (計画期間中に目標以上の成果が得られる見込みである。)
A：事業を実施し、目標を達成できた。 (計画期間中に目標を達成できる見込みである。)
B：事業を実施したが、目標は達成できておらず、改善が必要である。 (現在のままでは、計画期間中に目標を達成できる見込みがなく、改善が必要である。)
C：事業を実施したが、目標達成には至らなかった。 (計画期間中に目標を達成できない。)
D：事業を実施していない。
F：事業が終了(完了)した。

表2

男女共同参画の視点からの評価基準
A：このまま事業を実施して欲しい
B：事業方法の改善が必要である
C：事業の抜本的な見直しが必要である
F：評価ができない(事業が未実施、事業が完了・終了)

3 数値目標の設定

(1) 施策分野ごとの目標

基本目標	施策分野	項目	現状	目標値
Ⅰ男女共同参画 社会に向けた 意識形成	1 男女共同 参画に関する 意識の醸成	「男女共同参画社会とはどのよ うな事か」を「知っている」比 率 (市民アンケート調査による)	34.0% R2 年度実施	40%
	Ⅲ職業生活における女性の活躍及び ワーク・ライフ・バランスの推進	1 職業生活 の場における 女性の活躍の 推進	「職場で男性と女性が平等にな っているか」について、「男女平 等である」と感じる比率 (市民アンケート調査による)	28.7% R2 年度実施
2 ワーク・ ライフ・バラ ンスの推進		「ワーク・ライフ・バランス」と いう言葉を「内容を含めて知って いる」という比率 (市民アンケート調査による)	31.0% R2 年度実施	35%
		あきる野市ワーク・ライフ・バラ ンス推進事業所認定事業におけ る認定事業所数	4社 R3.10.1 現 在	10 社
Ⅴあらゆる分野における 男女共同参画の推進	1 あらゆる 分野での女性 の参画拡大	委員会等における女性の参画率 (1)委員会における女性委員の比 率 (2)女性委員が30%以上の委員 会等の比率 (3)女性委員がいる委員会等の比 率	(1)35.8% (2)42.3% (3)88.5% R3.4.1 現在	(1)40% (2)50% (3)90%
		あきる野市職員の(1)管理職及び (2)監督職における女性職員の比 率	(1)14.0% (2)36.1% R3.4.1 現在	(1)25% (2)35%

(2) 事業ごとの目標

施策分野	施策	事業	現状（R2年度実績 またはR3.4.1現在）	目標
施策の方向性Ⅲ 職業生活における女性の活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進				
1 職業生活における女性の活躍の推進	1 男女の雇用機会と待遇の均等確保	23 育児・介護休業制度の普及啓発（職員課）	(1)男性職員の育児休暇取得率 30% (2)女性職員の育児休暇取得率 100% (3)男性職員の育児休暇(1か月以上)取得率 10%	R8.3.31までに (1)50% (2)100% (3)25% (※1)
		26 啓発活動の推進（農林課）	女性就農者0人	R9.3.31までに 新規女性就農者 1人以上
	2 女性等の能力発揮と職業能力開発の支援	34 ひとり親家庭ホームヘルプサービスの充実（子ども家庭支援センター）	ヘルパー派遣の利用件数 3件(延べ84日)	R7.3.31までに 3件(延べ200日) (※2)
2 ワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	35 ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発（職員課）	年次有給休暇の平均取得日数 11.9日	R7.3.31までに 年次有給休暇の平均取得日数 15日以上
		36 ワーク・ライフ・バランスを推進する事業所の認定及び周知	ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業における認定事業所数 4社	R9.3.31までに 10社
	2 子育て支援による家庭生活との両立	45 学童クラブの充実（子ども政策課）	学童クラブの待機児童数 89人	R7.3.31までに 0人 (※2)
	3 介護支援による家庭生活との両立	48 介護教室の実施（高齢者支援課）	(1)介護教室の実施回数 4回 (2)介護教室の参加者 40人	R6.3.31までに (1)9回 (2)180人 (※3)

施策分野	施策	事業	現状（R2年度実績 またはR3.4.1現在）	目標
施策の方向性Ⅳ 生涯を通じた健康支援				
2 性差に応じた健康支援	2 予防や早期発見のための事業の実施	60 がん検診の充実（健康課）	がん検診の受診率 胃がん 11.3% 大腸がん 30.3% 肺がん 11.1% 乳がん 26.4% 子宮がん 22.0%	R9.3.31 までにがん検診を受診する人を増やす。 (※4)
施策の方向性Ⅴ あらゆる分野における男女共同参画の推進				
1 あらゆる分野での女性の参画拡大	1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進	62 委員の女性比率の拡大	(1)委員会における女性委員の比率 35.8% (2)女性委員が30%以上の委員会等の比率 42.3% (3)女性委員がいる委員会等の比率 88.5%	R9.3.31 までに (1)40% (2)50% (3)90%
	2 防災活動における男女共同参画の推進	65 女性地域防災リーダーの増員（地域防災課）	女性防災リーダー 110人	R9.3.31 までに 210人 (30人×7地区)

数値参考

※1 あきる野市特定事業主行動計画(令和3年3月)

※2 あきる野市子ども・子育て支援総合計画(令和2年3月)

※3 第8期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3年3月)

※4 めざせあきる野健康21(平成30年3月)